

文化財保護法に基づく行為の停止の命令等に関する基準

- 1 浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成 19 年浜松市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項に規定する基準は、この基準に定めるところによる。
- 2 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項の規定による届出があった場合において、当該土地の所有者又は占有者が当該工事を継続するときは、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、当該工事の停止を命ずることができる。
- 3 法第 96 条第 1 項の規定による届出があった場合において、当該土地の所有者又は占有者が当該工事を再開しようとするときは、教育委員会は、当該工事の禁止を命ずることができる。
- 4 前 2 項の場合において、発見された遺跡が重要なものであり、その保護のため引き続き調査を要するときは、教育委員会は、当該命令の期間を延長することができる。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。